

令和8年度芽室町特定空家等除却事業補助金 (認定された特定空家等の除却費に対する補助金)

町は、芽室町空家等対策計画に基づき町民の安全で安心な住環境を確保するために、「特定空家等」、「不良住宅」に認定された空家等の除却を行う者に対して予算の範囲内において、その費用の一部を補助します。

1 補助の対象

補助の対象となる空家

- (1) 芽室町内にあること
 - (2) 1年以上居住その他の使用実績がないこと（倉庫等で使用しているものは不可）
 - (3) いずれかの外壁の中心から隣地境界線又は道路境界線までの水平距離が戸建て住宅、併用住宅長屋にあっては7m以内、共同住宅にあっては当該建物の高さ以内であること
 - (4) 町が、「特定空家等」、「不良住宅」に認定したもの。（市町村による特定空家の判断の手引き、住宅地区改良法により判定します）
 - (5) 建築基準法その他関係法令に違反していないこと
 - (6) この補助以外の他建物の除却に関する補助を受けていないこと
 - (7) 用途が戸建て住宅又は併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用のものに限る）及び長屋・共同住宅（1つの建物に2戸以上が暮らせる構造で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの耐火構造や木造、軽量鉄骨造で作られているもの）であること
 - (8) 所有権以外の権利が設定されていないこと（登記事項証明書等）
 - (9) 所有者が複数の場合は除却について全員の同意が必要
 - (10) 所有権を有する者が死亡している場合は、相続権を有する者（相続権を有する者が複数いる場合は全員の同意が必要）
- ※ 補助を受けるために故意に破損させた形跡があると認められた場合は対象となりません。

○特定空家等とは

そのまま放置することにより、次の(1)～(4)の状態にあると判断し、町が認定した空家等をいいます。

- (1) 倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- (2) 著しく衛生上有害となるおそれがある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

○不良住宅とは

主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適切なものをいいます。

補助対象者

- (1) 補助対象となる空家の所有権を有する者であること
- (2) 所有者等が市町村税等を滞納していないこと
- (3) 所有権を有する者が死亡している場合は、相続権を有する者

補助対象事業

- (1) 空家を除却することにより、「特定空家等」、「不良住宅」にある状況を解消するもの
- (2) 補助対象者若しくはその配偶者又は1親等以内の親族が除却後1年以内に当該敷地に建物を建築し、又は当該敷地を収益を得て賃貸する目的で行う除却でないもの
- (3) 解体事業者等に請け負わせるもの
- (4) 公共工事に伴う物件移転補償等を受けておこなうものでないもの

2 対象事業の判定（事前調査）

補助を受けようとする方は、除却しようとする空家が除却補助の対象となる空家に該当するかについて、次の書類を提出して事前に町の判定を受けなければなりません。

- (1) 事前調査申請書
- (2) 所有者等であることがわかる書類
- (3) 1年以上居住その他使用実績がなく、用途が戸建て住宅又は併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用のもの。）又は長屋・共同住宅（1つの建物に2戸以上が暮らせる構造で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの耐火構造や木造、軽量鉄骨造で作られているもの。）であることがわかる書類
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないことがわかる書類
（登記事項証明書等）
- (5) 除却に関する同意書（所有者が複数の場合）
- (6) 除却に関する同意書（相続権が複数の場合）
- (7) 当該空家等の位置図、配置図、平面図及び現況写真
- (8) 誓約書

3 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 除却工事費に要した費用の40%（補助上限額40万円）

※10,000円未満は切り捨て

4 補助金の交付申請

事前審査により「特定空家等」、「不良住宅」に認定された方は次の書類を提出してください。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 補助対象者の住民票（発行から3か月以内のもの）
- (3) 市町村税の納税証明書
- (4) 除却に関する同意書（所有者が複数の場合）
- (5) 除却に関する同意書（相続権が複数の場合）
- (6) 補助対象事業に係る除却工事見積書の写し及び工程表

- (7) 補助対象空家等の登記事項証明書（建物の登記がされていない場合は、固定資産税評価証明書等）
- (8) 補助対象空家等の位置図、配置図、平面図及び現況写真

5 完了実績報告

補助対象事業が完了した時は、次の書類を提出してください。

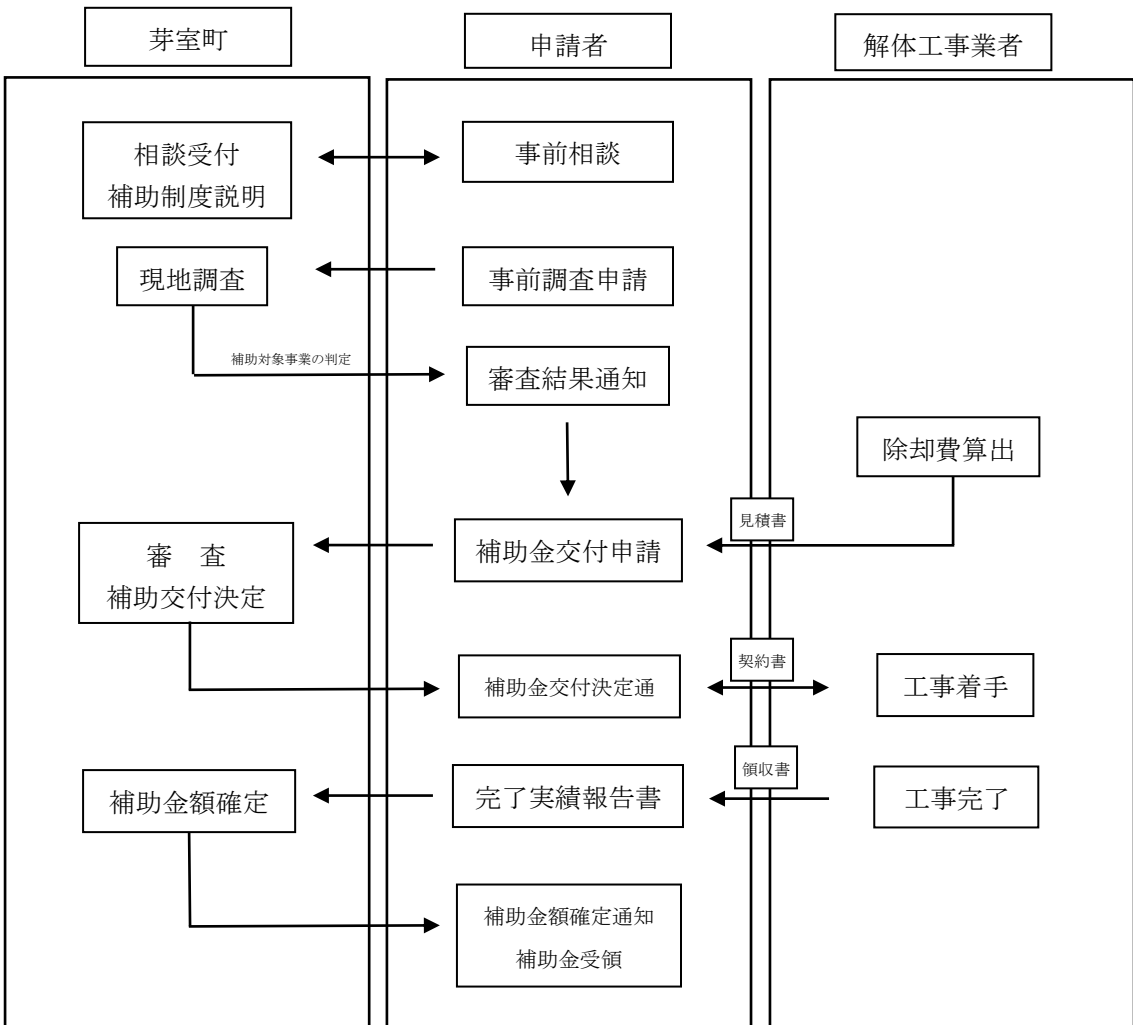
- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 補助対象事業完了後の写真
- (3) 補助対象事業に係る契約書及び領収書の写し
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

6 解体事業者等

次に示すどちらかの要件を満たすものとします。

- (1) 「建設業法」に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた者

7 事前審査申請から補助金受取りまで



8 申し込み方法

お申し込みは、各申請書に必要書類を添付して都市経営課建築住宅係に提出してください。

なお、事前審査から補助金交付決定までは、1か月程度の期間を要します。

【事前調査申請】

申請された空家等が補助金交付要件を満たしているか確認いたします。

【交付申請】

事前調査の結果、特定空家等及び不良住宅に該当すると判断された住宅は、交付申請が可能となります。

受付窓口 役場2階 9番窓口 都市経営課 建築住宅係

受付時間 8：45～17：00（土・日・祝日は行いません）

9 募集期間、募集件数

募集期間 令和8年4月15日（水）～令和8年9月30日（水）まで

募集件数 1件

※先着順のため予算枠に達した時点で終了とします。

10 注意事項

- (1) 完了実績報告を申請した年度の2月末日までに提出してください。
提出が出来ない場合は交付決定の取消しをする場合があります。
- (2) 交付決定通知後に、申請した内容を変更したり、工事を取りやめるときは必ずご連絡をください。

お問い合わせ先 芽室町 都市経営課 建築住宅係
TEL 0155-66-5961
FAX 0155-62-4599
住 所 芽室町東2条2丁目14番地